

○国家公務員共済組合が国有財産を使用し、業者に福祉事業の経営を委託して行わせる場合の取扱要領について

国家公務員共済組合が国有財産を使用し、業者に福祉事業の経営を委託する場合の取扱いについては、別紙要領によつて行われたい。

最終改正 令和5年12月20日財計第4664号

(別紙)

国家公務員共済組合が国有財産を使用し、業者に福祉事業の経営を委託して行わせる場合の取扱要領

- 1 支部又は所属所が国有財産を使用し、業者に経営を委託して行わせようとするときは、あらかじめ本部長の承認を受けなければならない。ただし、業者に自動販売機のみによる経営を委託（既に経営を委託している業者の自動販売機による経営の追加委託を含む。）する場合及び既に業者に経営を委託している場合において継続して同一の条件により同一の業者に経営を委託して行わせようとするとき（第4項の規定により委託業者の見直しを行う場合を除く。）は、本部長に対する報告をもって足りるものとする。
- 2 本部長は、前項の承認をする場合には、次の事項を考慮して行うものとする。
 - (1) 国家公務員共済組合（国家公務員共済組合連合会を含む。以下「組合」という。）が事業を直接経営することが当該事業の規模又は種類により困難であり、業者に経営を委託することが能率的であり、また、組合の収支の面からも有利であり、かつ、販売価額等が直接経営に比し低廉であること。
 - (2) 業者に経営を委託して行う事業の種類、販売価額及び修理等の料金が適正妥当であること。
 - (3) 組合に委託経営の主導権があり、組合は販売物品の価額規格等及び加工、修理の料金等について適宜規制するものであること。
 - (4) 委託業者の選定が適正であり、事業経営を委託させることの適格性をもつ業者であること。
 - (5) 委託経営が当該組合員のみを利用対象として行うことが可能であり、業者に経営を委託しても外部業者との摩擦を生ずるおそれがないものであること。
 - (6) 設置する場所は、組合員以外の者が通常利用し得るような場所でないこと。
 - (7) 業者との経営委託に関する契約書の内容が適正であること。
- 3 委託業者との契約方式の選定に当たり、競争入札により難しい場合には、透明性及び公平性の確保の観点から、極力公募による企画競争に付して行うよう努めること。
- 4 業者との契約締結後5年以内の適宜の時期に委託業者の見直しを実施すること。契約は必要に応じて、原則として一度に限り更新することができる。ただし、これによることが困難であるときは、あらかじめ本部長の承認を受けなければならない。
- 5 業者に経営を委託して行わせる場合には、本部長は常に次の事項を明らかにしておかなければならない。
 - (1) 委託業者名
 - (2) 経営を委託させる事由
 - (3) 委託事業の業種
 - (4) 事業設備等の設置場所
 - (5) 販売計画又は収入計画

- 6 委託業者の選定基準については、次の事項について行うものとする。
 - (1) 財産状態
 - (2) 営業種目
 - (3) 信用状態
 - (4) 店舗数及び店舗の配置状況
 - (5) 衛生管理
 - (6) 従業員数
 - (7) 売上高又は事業収入高
 - (8) 納税金額
 - (9) 経験年数
- 7 業者に経営を委託して行わせることができる事業は、次の業種とする。
 - (1) 食堂、喫茶
 - (2) 理容、美容、クリーニング
 - (3) 物品の製造、販売（本部長の認めるサービス取次業務を含む。）、修理及び貸付
 - (4) 娯楽施設（集団生活上止むを得ない場合に限るものとする。）
 - (5) 医療（国家公務員共済組合連合会の経営する病院に経営を委託して行わせる場合に限る。）
 - (6) 託児施設
- 8 組合は、事業施設内に勤務する業者の従業員につき、保健、衛生上必要があるときは、就業禁止等の必要な措置を講じうるものであること。
- 9 経営委託に関する契約書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 委託経営の目的
 - (2) 委託事業の業種
 - (3) 委託事業に関する法令及び規則の遵守
 - (4) 委託経営の全部又は一部を第三者に譲渡し又は請負わしめることの禁止
 - (5) 事業設備等の全部又は一部を第三者に貸与し又は契約以外の業種に利用することの禁止
 - (6) 設備及び物品等の善良な管理義務
 - (7) 営業時間並びに品質、分量、規格及び販売価額
 - (8) 従業員の身元保証、健康管理及び服務規律
 - (9) 委託事業の経費の負担割合
 - (10) 委託経営に伴う報酬
 - (11) 経理、決算及び監査に関する事項
 - (12) 契約期間
 - (13) 施設の原状回復義務
 - (14) 損害賠償義務
 - (15) その他委託経営に関する重要事項
- 10 組合は、委託された事業の経理、決算及び監査については、次によるものとする。
 - (1) 組合は、業者から委託経営を開始するとき及び少なくとも年1回別紙様式第1号による原価見積書を提出させること。
 - (2) 組合は業者から別紙様式第2号による売上日計（月計）表又は別紙様式第2号の1による収入日計（月計）表及び別紙様式第3号による毎月の収支計算書（提出期限翌月10日まで）並びに事業年度末の損益計算書（提出期限翌事業年度の5月31日まで）を提出させること。

なお、別紙様式第2号による売上日計（月計）表は第7項の(1)から(4)までの業種の業者について提出させ、別紙様式第2号の1による収入日計（月計）表は第7項の(5)の業種の業者について提出させるものとするが、日計表又は月計表のいずれでもよいものとする。
 - (3) 組合は、毎事業年度末日及び必要と認めた場合には委託事業の財産の状況について監査を行うも

のとする。

- 11 組合は、企業努力にもとづき発生する適正な利潤以上に利益が生ずるときは、販売物品の価格、修理等の料金を検討すること。
- 12 業者に経営を委託する場合には、契約期間を明らかにし、組合の都合により一方的に契約を解除することができることとし業者が国有財産を使用する権利を取得したような誤解を生じないようにすること。
- 13 事業施設には、組合の名称を表示し、当該組合員の福利厚生のための施設である旨を表示すること。

経過措置

令和5年12月20日において現に使用許可を受けて契約しているものについては、その契約締結後5年以内の適宜の時期に委託業者の見直しを実施し、その後は4を適用するものとする。